

表-5

水道法水質基準 51 項目検査セット表

項目	セット項目			
一般細菌	省略不可 9 項目			
大腸菌				
塩化物イオン				
有機物（全有機炭素(TOC)の量）				
pH 値				
味				
臭気				
色度				
濁度				
クロロホルム				
ジブロモクロロメタン				
プロモジクロロメタン				
プロモホルム				
総トリハロメタン				
クロロ酢酸	消毒剤・消毒副生成物 12 項目			
トリクロロ酢酸				
ジクロロ酢酸				
ホルムアルデヒド				
臭素酸				
塩素酸				
シアン化物イオン及び塩化シアン				
1,4-ジオキサン	1)	地下水を水源とする場合の考慮すべき 7 項目		
四塩化炭素	1)			
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1)			
ジクロロメタン	1)			
テトラクロロエチレン	1)			
トリクロロエチレン	1)			
ベンゼン	1)			
亜硝酸態窒素	1)			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1)			
カドミウム及びその化合物	1)			
水銀及びその化合物	1)			
セレン及びその化合物	1)			
ヒ素及びその化合物	1)			
フッ素及びその化合物	1)			
ホウ素及びその化合物	1)			
ナトリウム及びその化合物	1)			
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1)	その他原水の状況等を考慮すべき 15 項目		
蒸発残留物	1)			
陰イオン界面活性剤	1)			
非イオン界面活性剤	1)			
フェノール類	1)			
マンガン及びその化合物	1)			
鉛及びその化合物	1)			
六価クロム化合物	1)			
亜鉛及びその化合物	1)			
アルミニウム及びその化合物	1)			
鉄及びその化合物	1)			
銅及びその化合物	1)			
ジェオスミン		水道用資機材・薬品からの溶出・付加を考慮すべき 6 項目		
2-メチルイソポルネオール				
		停滞水を水源とする場合の考慮すべき 2 項目		

1) 厚生労働省令第百四十二号〔平成 15 年〕の三一ハに指示されている 28 項目

2) 原水全 40 項目及び原水 38 項目においては、飲用対象外のため『味』は未実施